

新川小学校放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

この実施要項は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対し、家庭、地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的として設置する新川小学校放課後児童クラブの運営業務について、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者に業務委託するため、公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、参加要件、選定手続きその他必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名称、実施場所及び規模

ア. 業務名称

新川小学校放課後児童クラブ運営業務委託

イ. 業務場所

石垣市立新川小学校 9 号棟 2 階教室（1 教室）

ウ. 支援単位数

1 支援単位

エ. 利用定員

35 人

オ. 開所時間

小学校授業日 13:30-19:00／小学校休業日及び長期休業日 8:00-19:00

カ. 対象児童

石垣市立新川小学校に就学しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学 1 年生から 6 年生までの児童とする。

キ. 開所日は、次に掲げる日を除く日を原則とする。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

③12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

④6 月 23 日（慰霊の日）

ただし、学校行事や地域行事に応じて、保護者からの要望があった場合や受託者が必要と認めた場合には、事前に市長の承認を得た上で、これを変更することができる。その場合、受託者は事前に保護者に十分な周知を図るものとする。

ク. 委託料

1 年目 上限額 18,412,000 円

2 年目 上限額 19,019,000 円

3 年目 上限額 19,650,000 円

上記の額は、予算上限を示すものであって契約額を示すものではない。

(2) 業務内容

別紙「新川小学校放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

3. 応募資格

応募者は次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する又は設置する予定のある者で令和 7 年 11 月 10 日現在、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に基づく放課後児童健全育成事業の実施主体として 3 年以上の実績を有する者とする。
- (2) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望、熱意を有し、石垣市の進める子どもの居場所づくりについて積極的に協力を行うことができる者。
- (3) 事業を開始するまでに必要な人件費や教材、消耗品等を購入する資金を有しており、かつ毎年度の運営費に関し市より運営業務委託料の交付を受けるまでに必要な資金を有し又は調達可能でありそれを証明できる者。
- (4) 労働保険（雇用保険、労災保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金保険）に加入していること（加入が義務付けられている団体の場合）
- (5) 次に掲げるいずれにも該当する者ではないこと。

ア. 政治または宗教を目的としている者

イ. 暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同第 6 号に規定する暴力団員をいう。）

ウ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく開始手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の決定を受けている者

エ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

オ. 本業務にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、本市から指名停止を受けている者

カ. 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納している者

キ. 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）

4. 公募から契約締結までのスケジュール

スケジュール内容	日程
募集開始日（告示日）	令和7年11月10日（月）
質問書の受付期限	令和7年11月10日～令和7年11月21日（金）17時まで（必着）
応募書類の提出期間	令和7年11月10日～令和7年11月28日（金）17時まで（必着）
二次審査の実施日 （プレゼンテーション）	令和7年12月16日（火）（予定）
選定結果の通知	令和7年12月下旬（予定）
契約締結	令和8年2月上旬（予定）

5. 応募の申請

(1) 提出書類

- ア. 新川小学校放課後児童クラブ運営事業者応募申請書（様式第1号）
- イ. 事業者概要書（様式第2号）
- ウ. 誓約書（様式第3号）
- エ. 企画提案書（様式第4号）
- オ. 収支予算書（様式第5号）
- カ. 残高証明等の運營業務委託料の交付を受けるまでに必要な資金有しまたは調達可能である証明書（例：残高証明書、直近の口座の写し、直近の決算書の写し）
- キ. 新川小学校放課後児童クラブ運営事業者募集応募書類確認表

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(3) 書類の提出期限及び提出方法

- ア. 提出期限 令和7年11月28日（金）17時まで（必着）
- イ. 提出方法 石垣市福祉部こども未来局子育て支援課窓口へ直接提出
※市役所開庁日の9時から17時まで
（ただし12時から13時までを除く）

※郵送、電子メール等による提出は不可

6 質疑応答

募集要項等事業に関する質問がある場合は、令和7年11月21日（金）17時までに、質問書（様式第6号）に質問内容を記載のうえ、電子メールで石垣市福祉部こども未来局子育て支援課へ送信し、送信した旨を必ず電話（0980-82-1704）連絡すること。なお、質問の回答は質問者へ電子メールにて回答し、市ホームページサイトへ公表する。

メール：gakudou@city.ishigaki.okinawa.jp

7 提案辞退

新川小学校放課後児童クラブ運営事業者応募申請書を提出した者が、選考の途中で辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を持参又は郵送にて提出すること。

8 受託者の選定

本プロポーザルでは、二段階方式で審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

石垣市福祉部こども未来局子育て支援課において応募資格の確認等を行う。企画提案者が4者以上の場合は、提出された書類を基に「評価基準（別紙）」に従い子育て支援課内で二次審査対象の3者を選出する。審査は、非公開で行い審査過程等に関する問い合わせには応じない。なお、企画提案者が3者以下である場合は、参加資格要件を確認し、要件を満たした応募者すべてを二次審査の対象とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者に対し、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、石垣市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において総合的に審査を行い、総得点が最上位の者を優先交渉権者として決定し、次に得点が高かった者を次点交渉権者と決定する。

ア 実施日：令和7年12月16日（火）予定（※変更の可能性もある）

※詳細については、別途一次審査を通過した者に対し書面にて通知する。

イ 実施方法

- ① 説明時間は、1事業者あたり15分、質疑応答10分程度とする。
- ② 出席者は、1事業者あたり3名までとする。
- ③ プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。

プロジェクター、接続ケーブル（HDMIのみ）及びスクリーンは本市で準備する。その他必要となる、パソコン等は提案者が準備すること。市は準備や貸し出しはしない。なお、市が準備する上記備品の不具合等による二次審査への影響について、市は一切の責任を負わない。

- ④ 次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- ・指定した時間に遅れた場合
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 選定委員会は、非公開で行い審査過程等に関する問い合わせには応じない。

エ 二次評価基準（別紙「評価基準」に同じ）

(3) 結果の通知及び公表

選定結果については、各提案者宛てに書面により通知する。また、優先交渉権者及び次点交渉権者については、市ホームページにて公表する。

9 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は、速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。ただし、交渉権者が次に該当する場合は、契約を締結しない。

- (1) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為が判明した場合

10 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 応募資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽または重大な不備があった場合やプレゼンテーション等において虚偽の説明等を行った場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

11 留意事項

- (1) 応募書類等の作成に要する経費は応募者負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (3) 本要項に記載のない項目等は、別途協議のうえ決定するものとする。
- (4) 応募者は、本業務に関連して知り得た個人情報及びその他秘密事項を、選定結果にかかわらず第三者に漏らしてはならない。また、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

11 問い合わせ先

石垣市福祉部こども未来局子育て支援課

連絡先：0980-82-1704 FAX：0980-82-8055

メール：gakudou@city.ishigaki.okinawa.jp